

移動時の安全運転

交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反行為（危険行為）を繰り返す運転者に対して、違反行為を3年以内に2回以上検挙された場合には、都道府県公安委員会により、「自転車運転者講習」の受講が命じられます。

命令を無視し、自転車運転者講習を受けなかった場合は、5万円以下の罰金が科されます。



【危険行為とは】 ○信号無視 ○通行禁止違反 ○歩行者用道路における車両の義務違反（徐行違反） ○通行区分違反 ○路側帯通行時の歩行者の通行妨害 ○遮断踏切立入り ○交差点安全進行義務違反等 ○交差点優先車妨害 ○環状交差点安全進行義務違反等 ○指定場所一時不停止等 ○歩道通行時の通行方法違反制動装置（ブレーキ）不良自転車運転 ○酒酔い運転 ○安全運転義務違反 ○妨害運転

自転車に係る主な交通ルールを確認しましょう！

(1) **車道通行の原則**：道路交通法上、自転車は「車両」と位置付けられていますので、歩道と車道の区別があるところでは車道を通行するのが原則です。

【罰則】 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金等

※自転車の右側通行は禁止。車道の左側に寄って通行しなければなりません。

(2) **例外的に歩道を通行できる場合**：○道路標識や道路標示で指定された場合 ○運転者が13歳未満の子供、70歳以上の高齢者、身体の不自由な方の場合 ○道路状況を見てやむを得ない場合。

【罰則】 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金（歩道通行要件を満たさず歩道を通行した場合）等

※歩道の中央から車道寄りの部分を徐行、歩行者の通行を妨げる時は一時停止しなければいけません。

※ベルを鳴らし歩行者に道を空けさせたり、徐行せずに歩行者を追い超すのはルール違反です。

(3) **交差点では信号と一時停止を守って、安全確認**：「歩行者・自転車専用」信号機に従い、安全を確認して横断しましょう。「止まれ」の標識がある場所では、必ず一時停止しましょう。

【罰則】 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金等 ※停止線を越えての停止は違反です。

(4) **並進の禁止**：「並進可」の標識があるところ以外では、並んで走ってはいけません。

【罰則】 2万円以下の罰金又は料料

(5) **踏切の通過**：自転車は、踏切の直前で停止し、安全を確認しなければいけません。

【罰則】 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金等 ※警報機が鳴ってからの侵入は違反です。

(6) **二人乗りの禁止**：子供を幼児用座席に乗せるなどの場合を除いて、原則として禁止されています。

【罰則】 5万円以下の罰金等

(7) **ヘルメットを着用**：全ての自転車利用者に対して、乗車用ヘルメット着用が努力義務となりました。

(8) **酒気帯び運転等の禁止**：酒気を帯びて自転車を運転してはいけません。また、酒気を帯びている者に自転車を提供したり、飲酒運転を行うおそれがある者に酒類を提供したりしてはいけません。

【罰則】 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金（酒酔い運転を行った場合等）等

(9) **片手運転の禁止**（スマートフォン・携帯電話を使いながらの運転）：通話や操作をしたり、傘を差したり等による片手での運転は、不安定な運転になるのでしてはいけません。

【罰則】 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金等

(10) **交通事故の場合の措置**：交通事故があったときは、直ちに負傷者を救護して、危険回避措置を講じなければいけません。また、警察に事故の内容を連絡しなくてはなりません。

【罰則】 1年以下の懲役又は10万円以下の罰金等 ※ケガがなくても警察を呼び、事故処理を行う。